

原告荒川照明 本人尋問

2025年5月15日

甲第 72 号証

甲第 51 号証

甲 5 1

陳 述 書

2024 (令和6) 年12月18日

(住 所) 茨城県日立市台原町 2-10-10

(氏 名) 荒川 照明  印

本件産廃処分場の建設予定地の搬入道路の周辺状況や洪水被害に遭った時の状況
は別紙のとおりです。

以上

2023 年 9 月 8 日台風 13 号時の 鮎川流域の洪水爪痕の記録写真集

2024 年 1 月 30 日
県産廃処分場費用差止請求訴訟 原告団
荒川 照明
日立市台原町 2-10-10
携帯 090-9845-7019
助川 靖平
鈴木 鐸士
他 2 名



梅林通りー 1

241208 ar

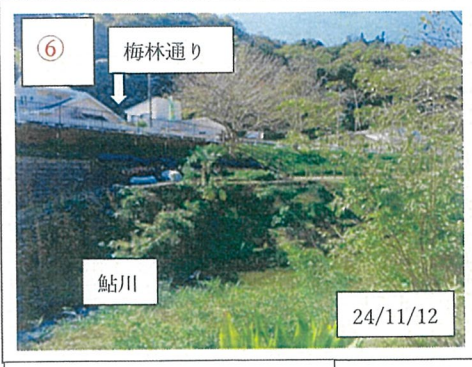


諏訪小学校下り部の民家 新装ブロック塀有り (車スリップ事故による)

梅林通りー 2



梅林通りに面した民家のテラス手すり清掃の
ティッシュペーパー汚染跡（毎週 1 回清掃）



民家から梅林通りを眺める



諏訪梅林鮎川の通常の流れ
（洪水時の水位は 2 m 以上になった）



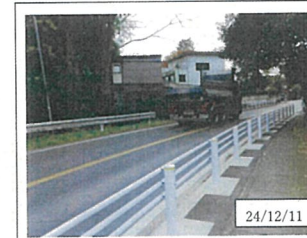
諏訪梅林内 流木 23/9/9（洪水の跡）



上諏訪通り民家 向こうの鮎川土堀
まで湛水し、駐車場の車が埋没した

つくしんぼ保育園下 丁字路 風景

241213 ar



2 1次整備可能地の抽出について

茨城県内全域（立地回避区域を除く）から、1次整備可能地の要件及び埋立規模要件を踏まえ、最終処分場に適した1次整備可能地を抽出した。

(1) 1次整備可能地の要件の整理について

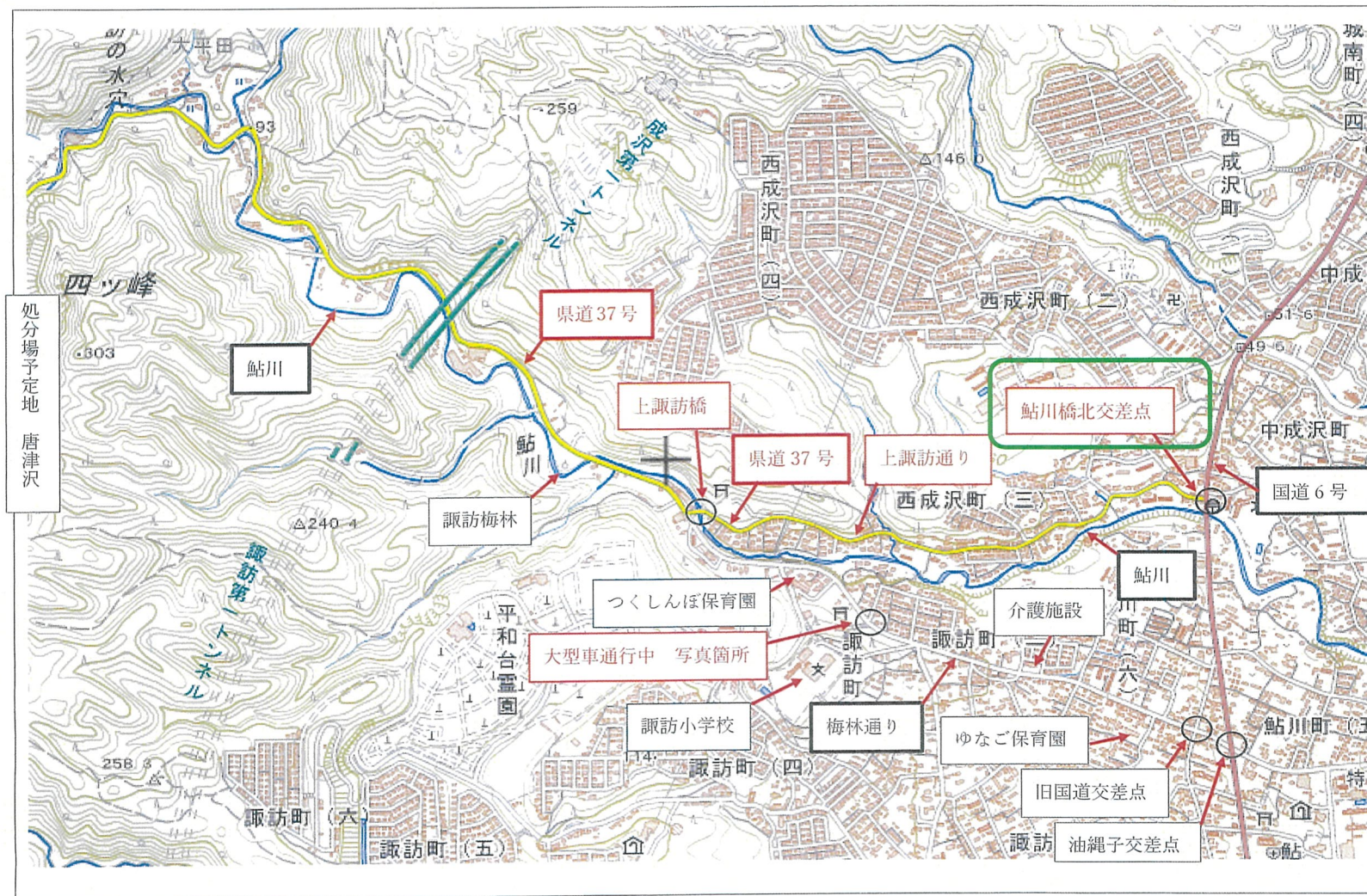
表3に示すとおり、整備可能地の要件として、地形・地質、浸出水の処理水放流要件、外部搬入道路要件、主要道路からの距離、周辺要件（居住地が近接していないこと）等を整理した。

表3 1次整備可能地の要件

大区分	要件	設定の主旨
地形・地質	土砂災害危険箇所に該当しない	都道府県が指定する土砂災害危険箇所（土石流危険溪流，地すべり危険箇所，急傾斜地崩壊危険箇所）を考慮
	地すべり地形箇所に該当しない	地すべり等防止法に基づく「地すべり防止区域」に指定されていないが，地すべりが発生する可能性がある地形を考慮
浸出水の処理水放流要件	下水道計画区域から5km以内の範囲にある	浸出水の処理水の放流先の位置を考慮（エコフロンティアかさまの下水道接続距離（4km）を参考に想定）
外部搬入道路要件，主要道路からの距離	2車線以上の幅員を有する道路からの直線距離が1km以内の区域内である	幅員は，大型車が通行できる道路幅（5.5m以上）を考慮 主要道路からの距離は，利便性から1km以下を適用。
周辺要件	平成27年度国勢調査に基づく人口1人以上の地域メッシュ（250m）に該当しない	生活環境への影響が懸念される区域の存在を考慮
	衛星画像に基づき整理された既に利活用されている土地利用メッシュ（100m）等に該当しない	建物用地，空港等の空き地，海水域，ゴルフ場等の既に利用されている土地を考慮

乙8の5・4頁
* 緑線は尋問の
ために加筆

甲 6 4
* 緑線は尋問
のために加筆



甲第 64 号証

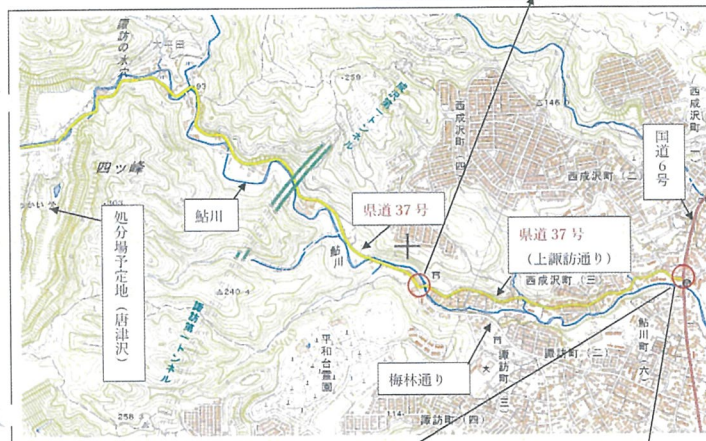
甲第 65 号証

県道 37 号上諏訪通りは大型車通行止め
(出入口に表示板)

大型車通行止め表示板

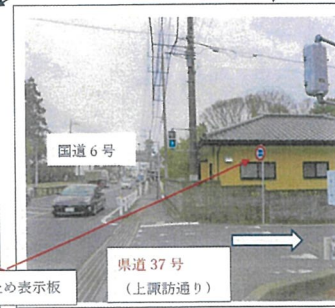


上諏訪通り



国道 6 号

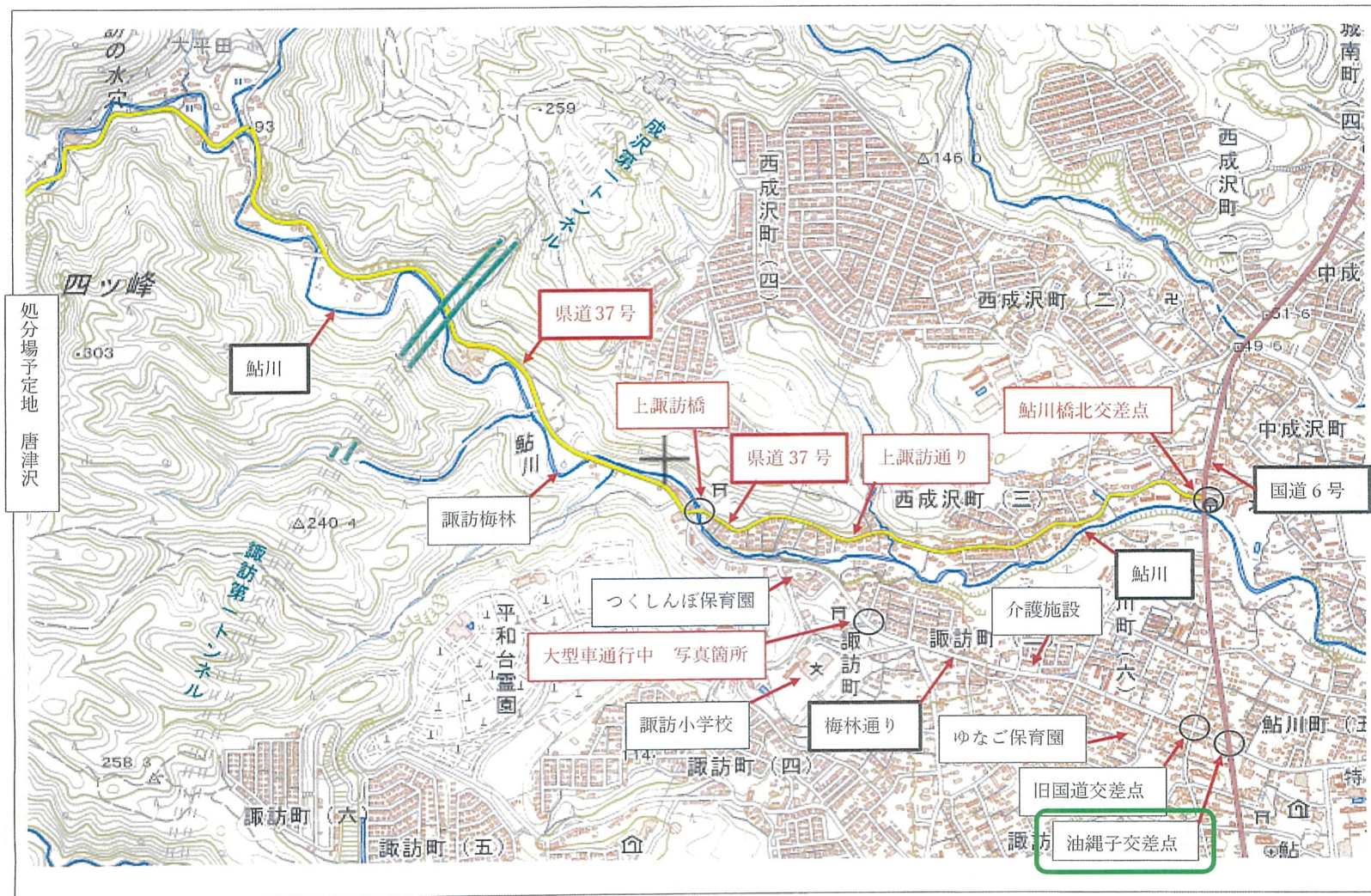
大型車通行止め表示板



国道 6 号

県道 37 号
(上諏訪通り)

甲 6 4
* 緑線は尋問
のために加筆



甲第 64 号証

4 新たな産業廃棄物最終処分場整備候補地の決定について①

◇整備候補地：日立市諏訪町地内

- ・採石場跡地であり、採掘後の地形を利用（日立セメント太平田鉱山跡地）
- ・管理型最終処分場として整備〔埋立容量 約244万㎡〕

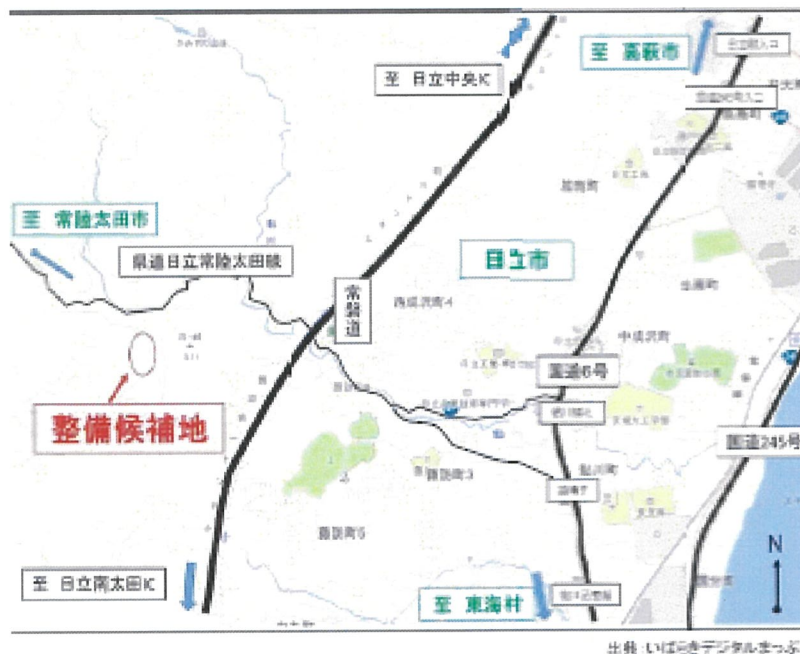
※埋立計画のため変更の可能性あり

管理型最終処分場とは

→地下に水を浸透させない遮水構造を持つ産業廃棄物の埋立施設
(発生する汚水は、水処理施設で基準値以下に浄化後、公共下水道に放流)

＜埋立廃棄物の種類＞

- (1)がれき類 (2)ガラス陶磁器くず (3)燃え殻
(4)汚泥 等



決定理由

- ・不透水性の岩盤が強固であり、地形を活かして安全な施設整備が可能である
- ・既に関与された現況の地形を利用できることから、生態系への影響が少ない
- ・候補地の敷地境界から300m以内に住居はなく、事業所が1戸あるのみで、生活環境への影響は少ない
- ・現処分場と同程度の容量が確保され、中長期にわたり安定的な運営が可能である
- ・浸出水処理については、公共下水道へ放流予定であり、環境への影響が少ない 等

甲第 67 号証

報 告 書

2025 年 4 月 20 日 荒川照明

県道 37 号線の幅員を測定した結果は下記のとおりである。

記

測定箇所：処分場予定地～常陸太田市側の 1 車線道路の 8 カ所

測定法：車道両側白線の内側間を巻尺で測定
(1 車線でセンターライン無しの箇所)

1 次スクリーン基準：2 車線以上で幅員道路 5.5m 以上あること

結果：1 車線道路で幅員 4.25m～5.25m なので基準に該当せず。

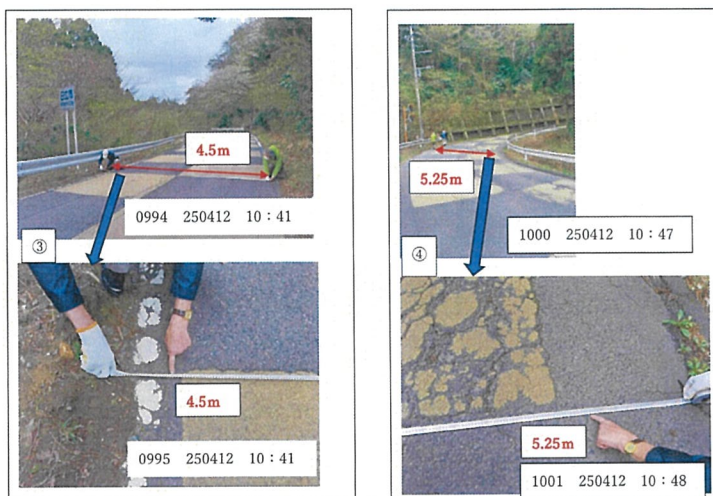
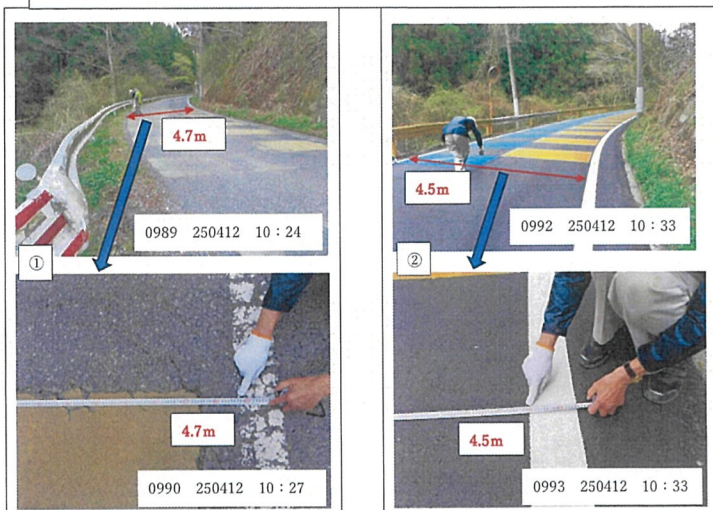
測定者：荒川照明・菊地弘志・森川正

測定日：令和 7 年 4 月 12 日午前

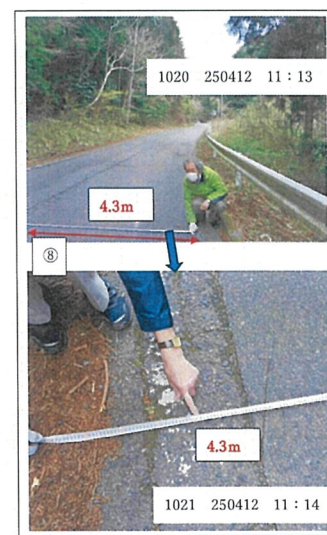
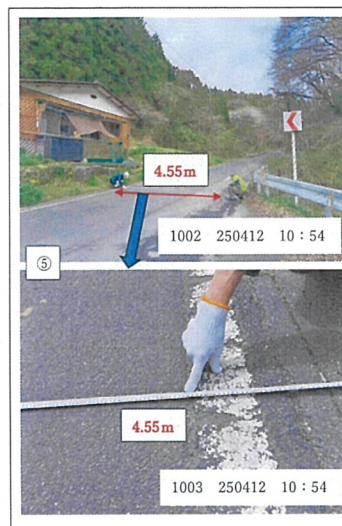
【幅員測定結果表】

測定箇所 地図	測定値	備考
①	4.7m	幅員測定－2・地図－1
②	4.5m	幅員測定－2・地図－1
③	4.5m	幅員測定－2・地図－1
④	5.25m	幅員測定－2・地図－1
⑤	4.55m	幅員測定－2・地図－1
⑥	4.25	幅員測定－2・地図－1
⑦	4.35m	幅員測定－2・地図－1
⑧	4.3m	幅員測定－2・地図－2

県道 37 号線 1 車線 (センターライン無し) 幅員測定-2 (○内番号は県道 37 号地図-1・2 による)
 (道路白線 15 c m の内側間寸法) すれ違い車道は 2 車線 5.5 m 以上要 25/4/12 ar

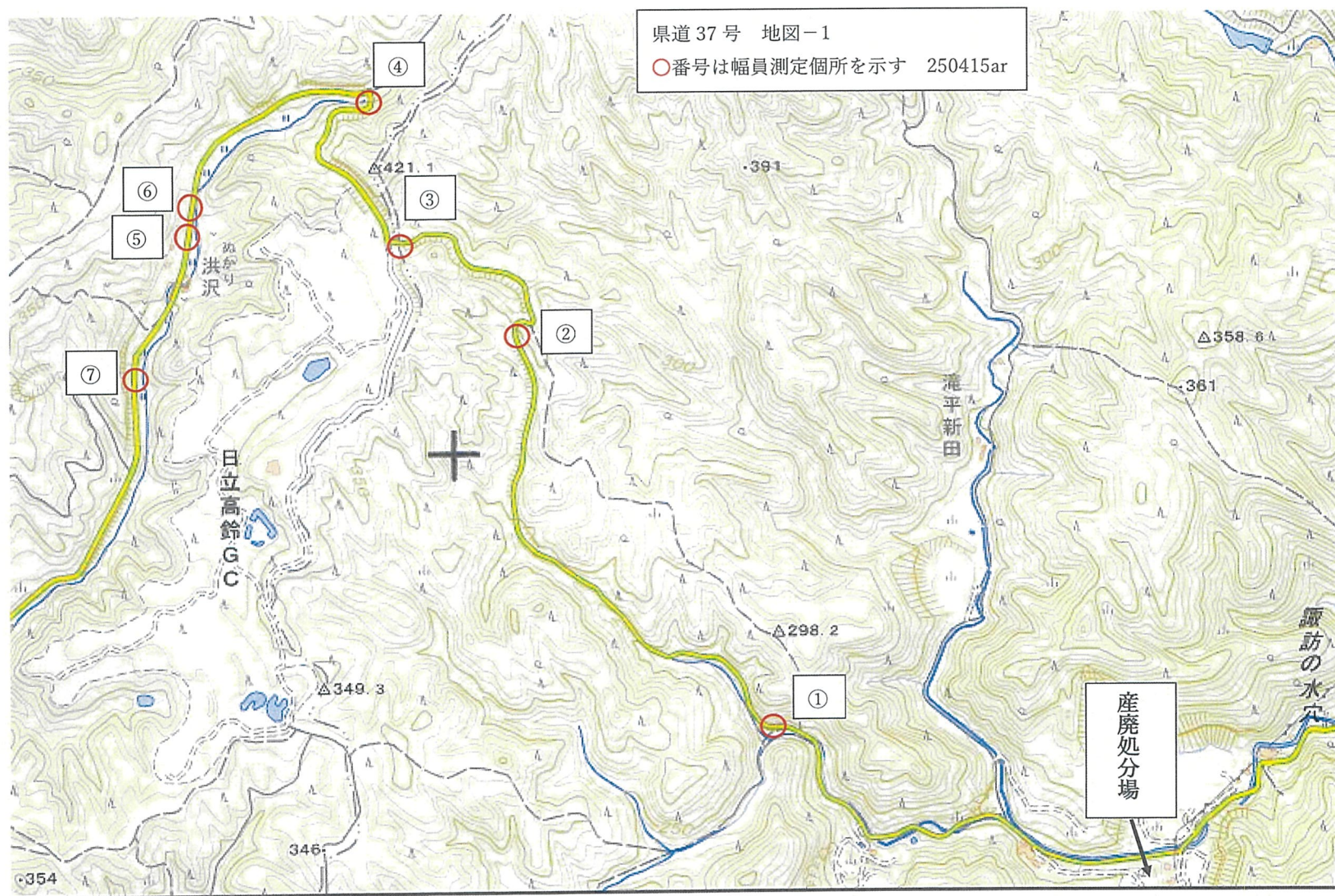


- 2 -



- 3 -

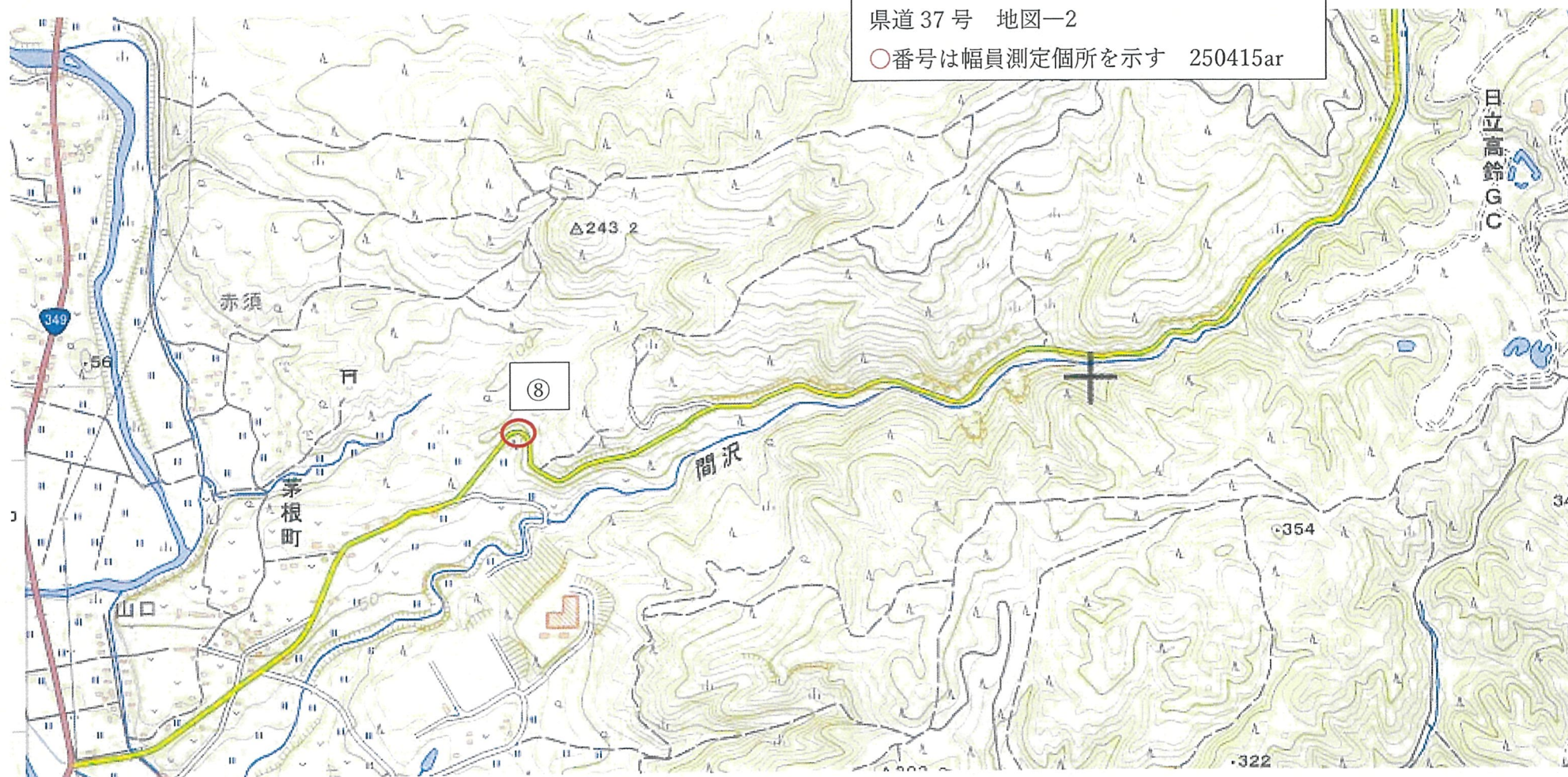
甲 6 7 ・
2、3 頁



甲 6 7 ・
 4 頁

県道 37 号 地図-2

○番号は幅員測定個所を示す 250415ar



甲第 66 号証

梅林通りを大型車が通行中



第5回新産業廃棄物最終処分場整備のあり方検討委員会議事要旨

○主な発言（要旨）

（1）2次整備可能地の選定について

（委員）

地盤のところはいいが、配置可能性で除外されている箇所が多い。

整備可能地内に、埋蔵文化財包蔵地が入っているとする根拠は何か。

（事務局）

茨城デジタルマップに文化財マップが掲載されている。

今回、配置可能性で除外されているのは20箇所あるが、うち埋蔵文化財包蔵地に該当しているのは9箇所である。

（委員）

遺跡であれば、ポイントのはずだが、エリアとして分布しているのは、どういう意味なのか。

（事務局）

城跡などはポイントであるが、昔の人が住んでいた場所などでは、エリアになる。

（委員）

主要道路が5.5m未満の箇所について、拡張すれば可能では。

（事務局）

前回の1次整備可能地の選定の段階で、主要道路が5.5mに満たない箇所は除外している。今回、改めて精査したところ、一部5.5mに満たない箇所があったので、除外した。

乙9の5・1、2頁抜粋

* 緑線は尋問のために
加筆

2次整備可能地の選定について

1 2次整備可能地選定の考え方について

第4回検討委員会において、県内全域（立地回避区域を除く）から、1次整備可能地の要件及び埋立規模要件を踏まえ、最終処分場に適した1次整備可能地46箇所を選定した。選定した1次整備可能地46箇所から、さらに候補地を絞り込むため、2次整備可能地の選定項目と評価基準に基づき評価を行い、2次整備可能地を選定する。評価基準において「×評価」となった地区については、最終処分場の整備には適さないと考えられることから、候補地から外すこととする。

2 2次整備可能地の選定項目と評価基準について

2次整備可能地の選定項目と評価基準を表1に示す。

表1 2次整備可能地の選定項目と評価基準

	選定項目	最終処分場の整備には適さないと考えられる理由	評価基準			「×評価」となった箇所数 （重複該当箇所あり）
			○	△	×	
自然条件	地形・地質・地盤の概況	地盤が遮水層とならず、追加の遮水シートを必要とするなど、工事に多額の費用を要する。	不透水層(岩盤)がある可能性あり	透水層がある可能性はある	透水性が高い(砂、砂質土、玉石、礫)と想定	7箇所
		支持力を確保するため、地盤改良や擁壁の強化等により、工事に多額の費用を要するおそれがある。	支持層を確認できる	支持力が期待できる	支持層を確認できない	3箇所
	希少動植物の生息可能性	植生自然度8以上の有無	ない	—	ある	除外箇所なし
		主要な植生自然度（1～7）（参考値）	—	—	—	（評価対象外）
生活環境条件	利水状況	概ね1km以内のダムの有無	ない	—	ある	3箇所
		概ね1km以内の農業用水の有無	ない	—	ある	4箇所
	道路状況	主要道路の幅員（参考値）	—	—	—	（評価対象外）
		主要道路の交通量（参考値）	—	—	—	（評価対象外）
社会条件	埋蔵文化財包蔵地の有無	埋蔵文化財の調査、保全等に伴って、整備工程の遅延を招くおそれがある。	ない	—	ある	9箇所
	静穏な環境を保全する必要がある施設からの距離	概ね1km以内の施設（学校、保育所、病院、特養等）の有無	ない	—	ある	15箇所
	居住地からの距離	概ね500m以内の建物の件数	300件未満	—	300件以上	12箇所
	観光地からの距離	概ね1km以内の観光地の有無	ない	—	ある	3箇所
建設条件	地形、現況土地利用の概況	配置可能性	配置可能	配置可能だが課題あり	配置困難	20箇所
	湖沼、ため池からの距離	概ね50m以内の湖沼・ため池の有無	ない	—	ある	5箇所
	開発計画の有無	開発計画の有無	ない	—	ある	1箇所

○ 2次整備可能地の選定項目と評価基準に基づき評価を行い、×評価となった地区について候補地から外した結果、2次整備可能地は13箇所となった。

乙9の3
* 緑線は尋問
のために加筆

Mの総合評価結果

分類	項目		内容	評価
地形・地盤	地盤の透水性	透水性	不透水層（岩盤）	(2次整備 可能地整 理表より)
		地形	山地	
現地調査	地形・地質の状況		谷地形で、地形形状から岩盤は良好と判断。地形を活用し、容量も確保できる。 互層なので、施工上、注意が必要と考えられるが、工夫することで対処できる。施設設計では、かなり有利。	○
	植生の状況		希少種は確認できず。	○
	土地利用の状況		その他	○
	主要道路の状況		センターラインのある舗装	○
自然環境	地盤の状況	表層地盤増幅率	1.4未満	○
生活環境	住居の状況	住居数	敷地境界から300m以内の住居数 平均値(20戸)未満	○
		距離	敷地境界から直近住居までの距離 平均値(61m)以上	○
	下水道整備状況		整備区域までの距離 平均値(4.6km)未満	○
経済性	概算工事費		埋立容量1㎡当たりの工事単価 平均値(12,133円)未満	○
	排出重心からの距離等	排出重心からの距離	平均値(38.5km)以上	△
		高速道路ICからの距離	平均値(15.4km)未満	○
その他	中間処理施設用地確保の可能性		用地の確保が可能	○
	土地履歴等	不法投棄事案の有無	ない	○
総合評価結果(○, △, ーの数)			山地で、谷地形となっている。建設するに当たり、地形を活用し、低い概算工事費で建設可能。 不透水性の岩盤で強固であり、生物の多様性に乏しい。 近隣に住居がなく、事業場が僅かにあるが、下水道整備区域までは近い。 これらを踏まえると、地形に優れ、自然環境や生活環境への影響も比較的少なく、経済性にも優れていることから、最終候補地として検討する候補になりうると思われる。	○: 12個 △: 1個 ー: 0個

乙10の6・9頁
* 緑線は尋問のために加筆

交通量調査結果

- 調査期間：令和2年8月～令和2年9月
- 調査内容：候補地周辺の7箇所において交通量調査を実施（平日12時間：7:00～19:00）

調査地点	車両通過 台数	うち大型車 台数※
①県道37号（日立高鈴ゴルフ倶楽部付近）	1,025	24
②県道37号（諏訪梅林～諏訪の水穴間）	1,750	230
③梅林通り（諏訪小学校下交差点）西側	4,356	268
④梅林通り（油桐子交差点）西側	3,385	261
⑤県道61号（常陸多賀駅入口交差点）西側	4,590	280
⑥県道61号（大久保中学校付近交差点）西側	8,803	281
⑦県道61号（塙山団地入口交差点付近）	9,236	341

※大型車：トラック、バス等（ナンバー 1、2、8、9、0）

南側新設道路を利用することで、市内通行の分散化につながり、既存道路の交通量削減が見込まれます



図2.2 交通量調査箇所図 出典：国土地理院地図

甲7資料6頁
* 緑線は尋問の
ために加筆

甲45・4、5頁
* 緑線は尋問の
ために加筆

工事車両が運行すると予想される経路（非正規？）

- (4) 処分場候補地⇒県道 37 号 (5) ⇒梅林通り (4) ⇒諏訪小学校前交差点⇒諏訪コミセン (6) ⇒大久保中学校
諏訪コミセンから諏訪小学校前交差点までの道路（諏訪通り）は大型車両進入禁止道路である。しかし、諏訪小学校前交差点から諏訪コミセン方向はこの規制がなく、大型車両が通行している。
(5) 大久保中学校⇒エミネス石内前交差点⇒平和坂⇒平和台公園/平和台スポーツセンター間道路⇒平和台公園入口交差点 (9) ⇒梅林通り・県道 37 号⇒処分場候補地
当経路は大型車両（10t ダンプなど）の抜け道となっている。

2. 運行経路の交通事故発生状況及び運行経路上の交通事故多発箇所

表1 運行経路における交通事故発生状況（平成 24 年から令和 3 年まで）

経路		交通事故件数											合計
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3		
1	塙山団地入口⇨ 大久保中学校(山側道路)	0	1	5	0	1	4	2	3	0	2	18	
2	大久保中学校⇨ 多賀駅入口交差点(6号)	5	3	3	0	4	4	4	1	0	2	26	
3	多賀駅入口交差点⇨ 油桐子交差点(6号)	25	26	36	14	15	16	13	14	10	8	177	
4	油桐子交差点⇨ 諏訪小前交差点(梅林通り)	6	6	6	6	4	2	0	3	3	4	40	
5	諏訪小前交差点⇨ 処分場候補地入口	2	0	1	0	0	0	0	1	1	0	5	
6	大久保中学校⇨ 諏訪コミセン前交差点	2	2	3	0	4	4	3	6	1	3	28	
7	諏訪コミセン前交差点⇨ 諏訪小前交差点	3	0	3	1	2	1	2	4	2	0	18	
8	多賀図書館前交差点⇨ 諏訪コミセン前交差点	2	5	1	2	4	6	2	1	4	4	31	
9	エミネス石内前交差点⇨ 平和台公園入口交差点	5	1	0	2	1	0	1	0	0	2	12	
合計		50	44	58	25	36	37	27	33	21	25	355	

運行経路における事故件数

- (2) 1+2+3+4:266 件(国号6号線部分を除く:89 件)
(4) 1+6+7+5:69 件
(5) 1+6+9:58 件

表2 主要交差点付近の交通事故発生状況(平成 24 年から令和 3 年まで)

場所		交通事故件数										合計
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
A	諏訪コミセン/付近	3	2	4	3	5	4	4	6	1	5	37
	(諏訪コミセン/出光前交差点)	(2)	(0)	(2)	(0)	(1)	(2)	(1)	(1)	(0)	(1)	(10)
B	大久保中学校付近	0	2	5	0	2	1	2	1	1	1	15
C	大久保小学校付近	5	5	2	0	1	5	4	3	4	3	32
D	油桐子交差点付近	4	11	6	7	4	5	3	4	4	5	53
	(旧国道/梅林通り交差点)	(2)	(3)	(4)	(4)	(3)	(3)	(0)	(2)	(2)	(2)	(26)
E	ヘアスペース・サイ	2	2	1	1	1	0	0	0	0	1	8
	前交差点											
F	諏訪小前交差点	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
G	平和台公園入口交差点	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計		13	12	12	4	9	10	10	10	6	10	95

交差点に関する事故数は交差点事故として記録されているものを集計

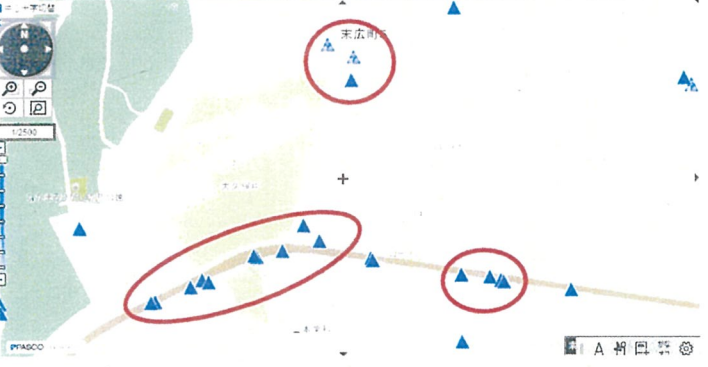
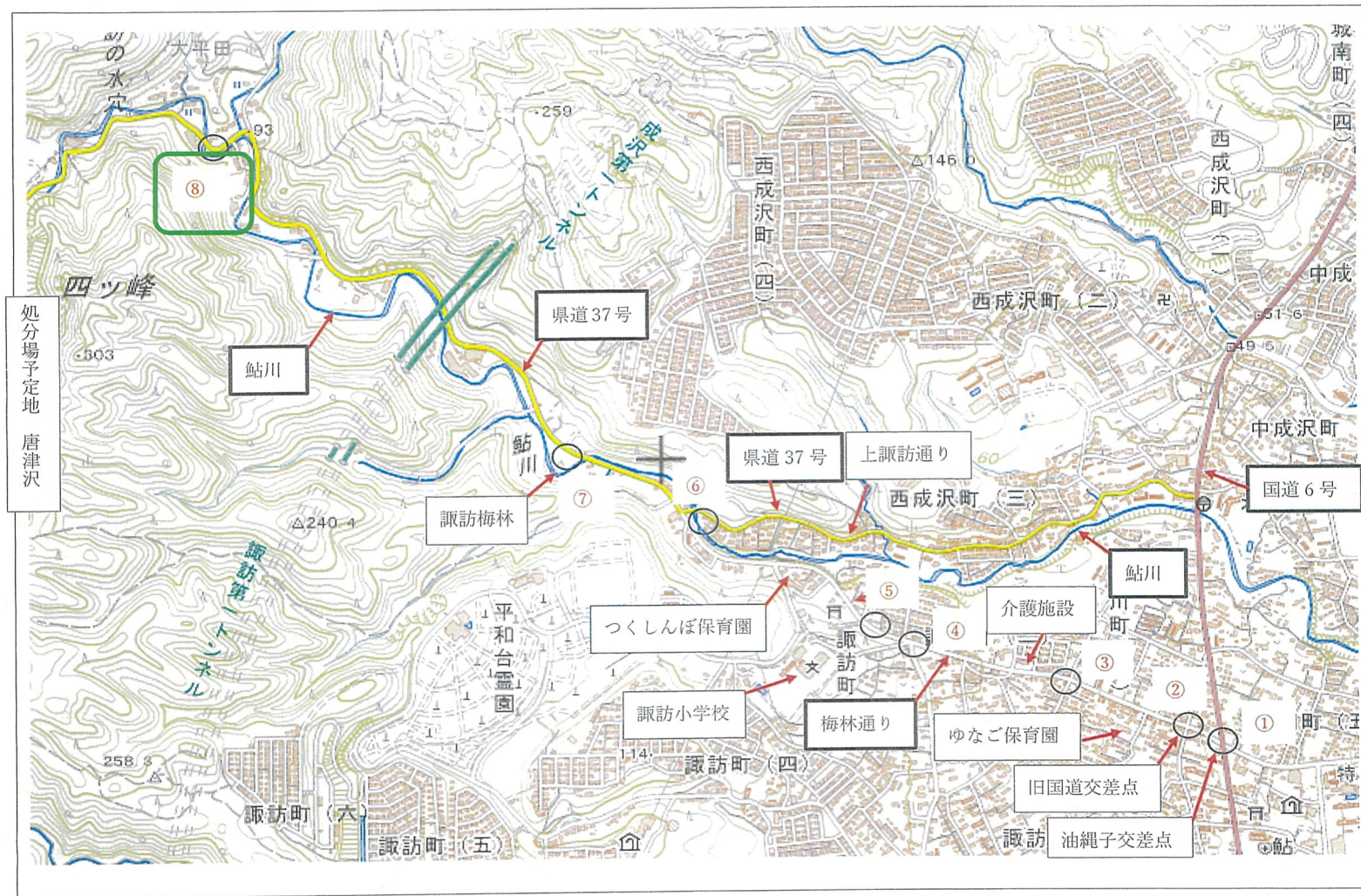
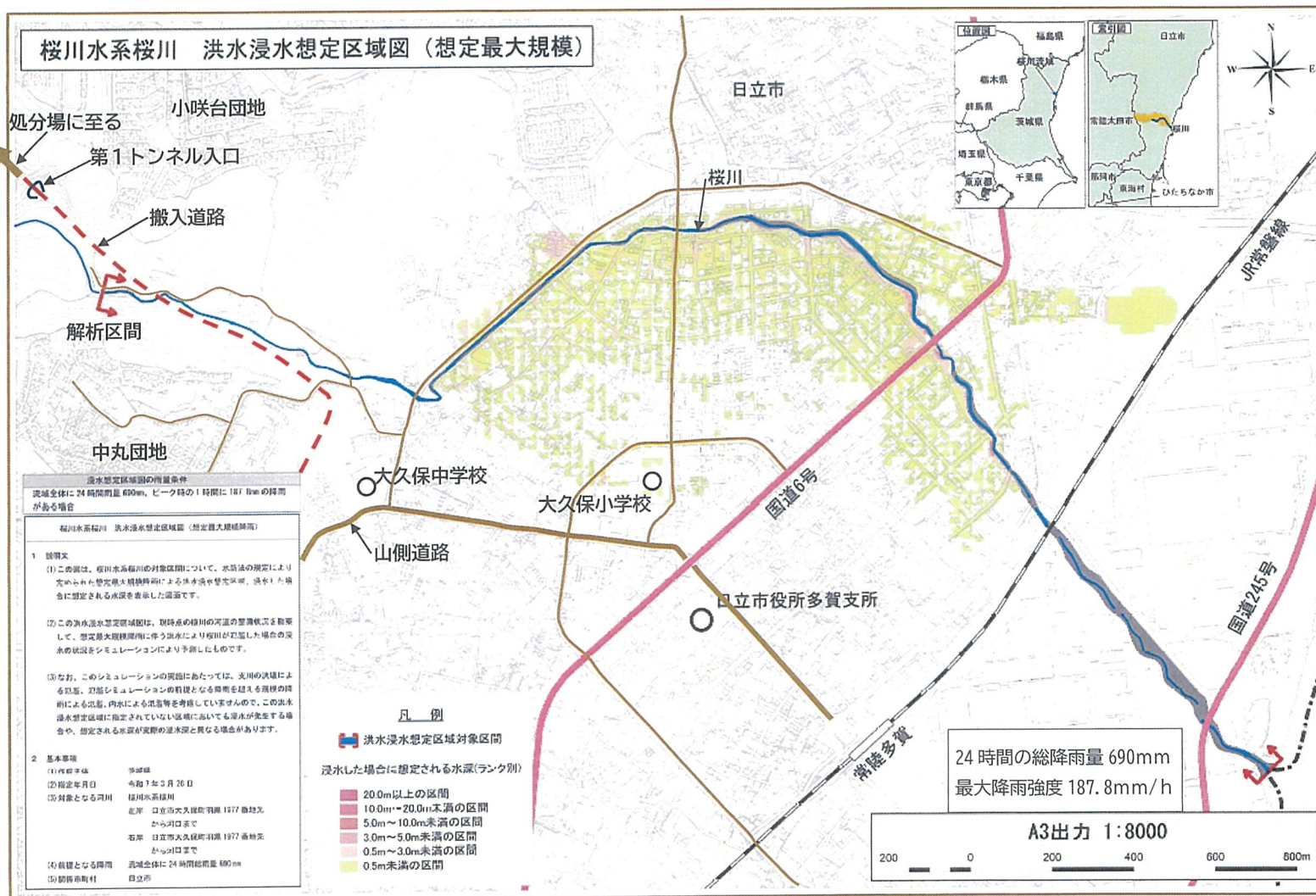


図 3 大久保中学校付近の交通事故発生状況（H24～R3）

甲 4 6 ・ 2 頁
 * 緑線は尋問の
 ために加筆

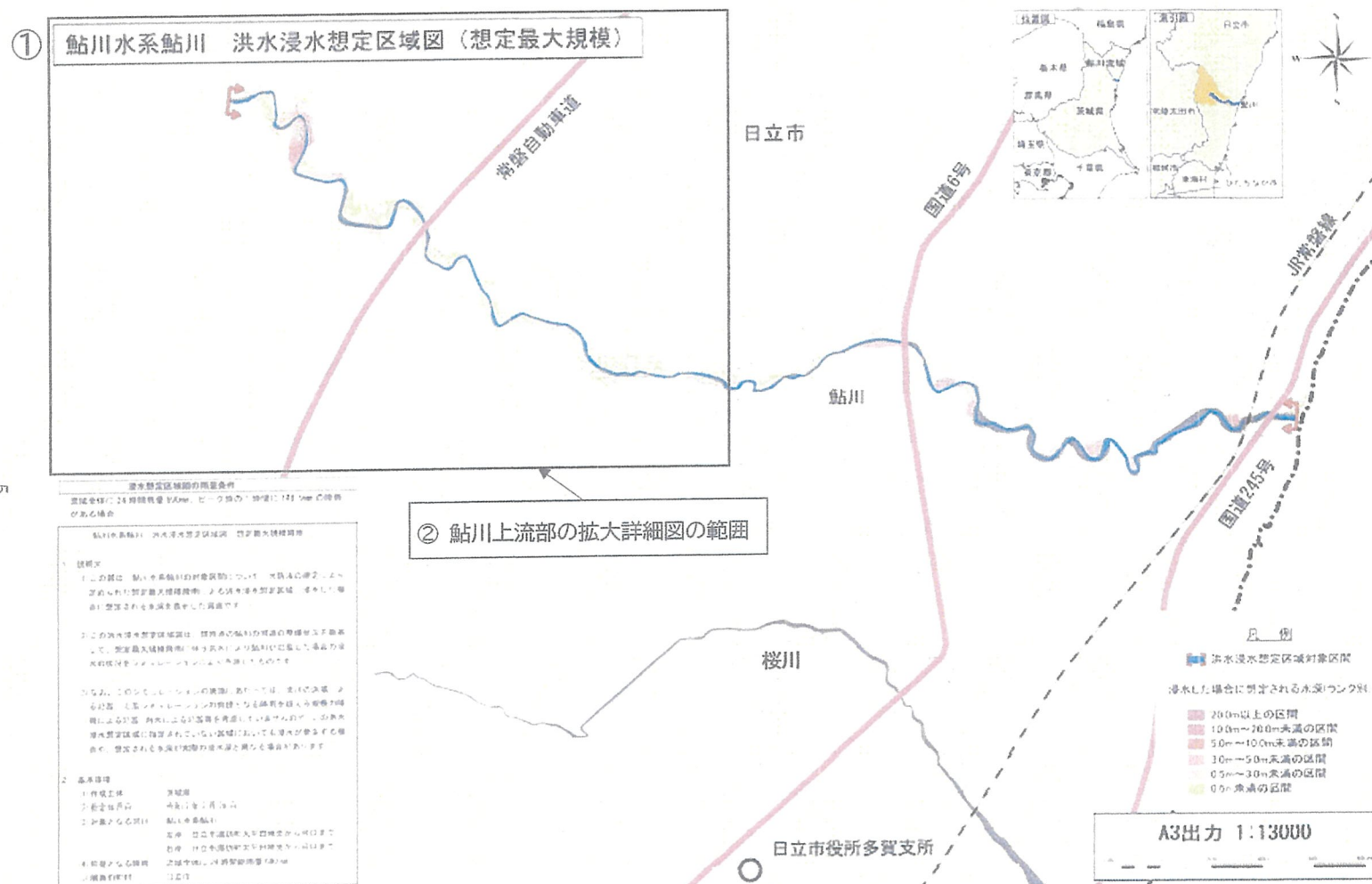


写真撮影場所図



甲 6 8

甲第 68 号証



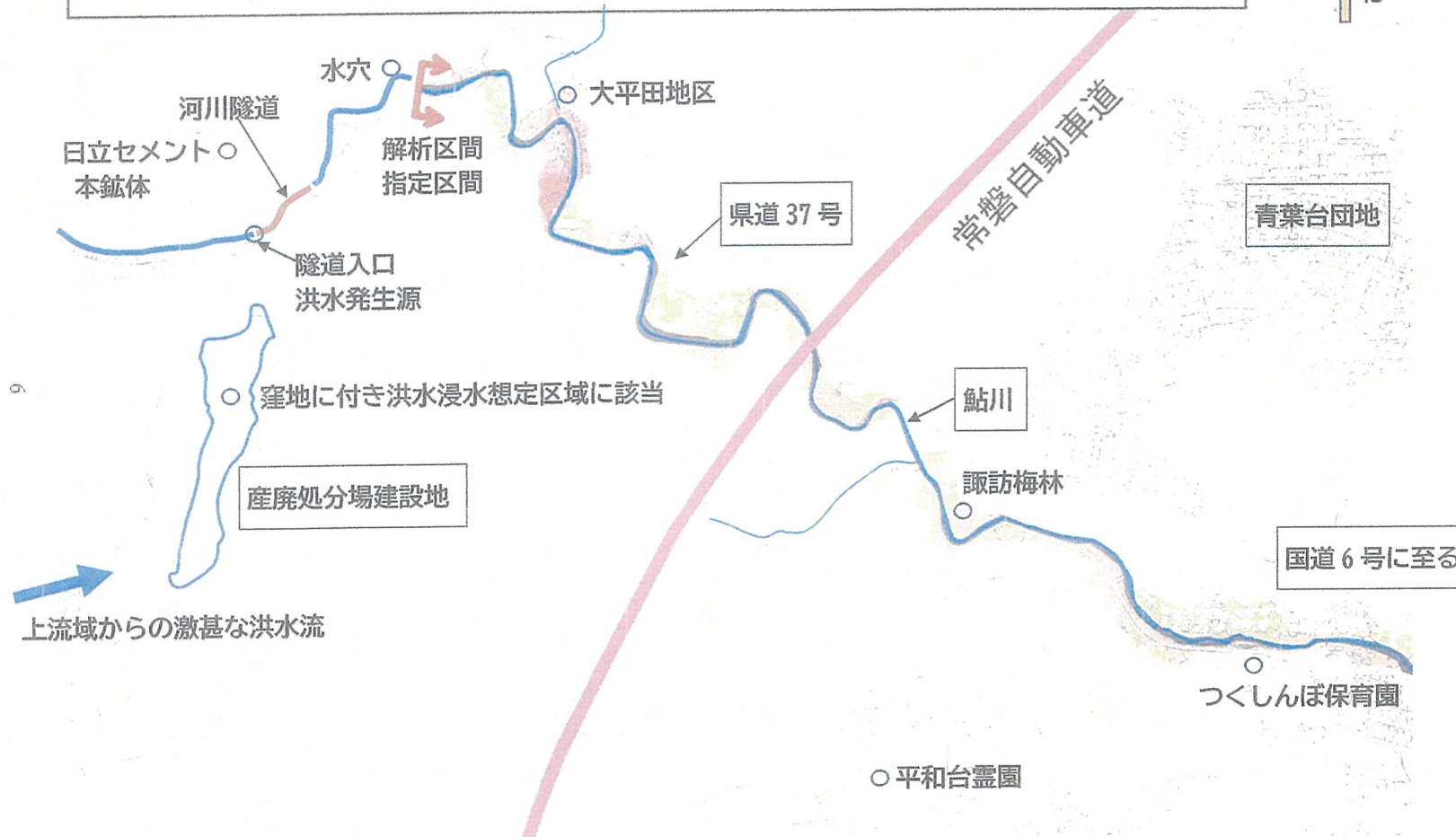
*雨量条件：流域全体に 24 時間雨量 690mm、ピーク時の 1 時間に 148.9mmの降雨がある場合

②

鮎川水系鮎川 洪水浸水想定区域図

鮎川上流部の拡大詳細図

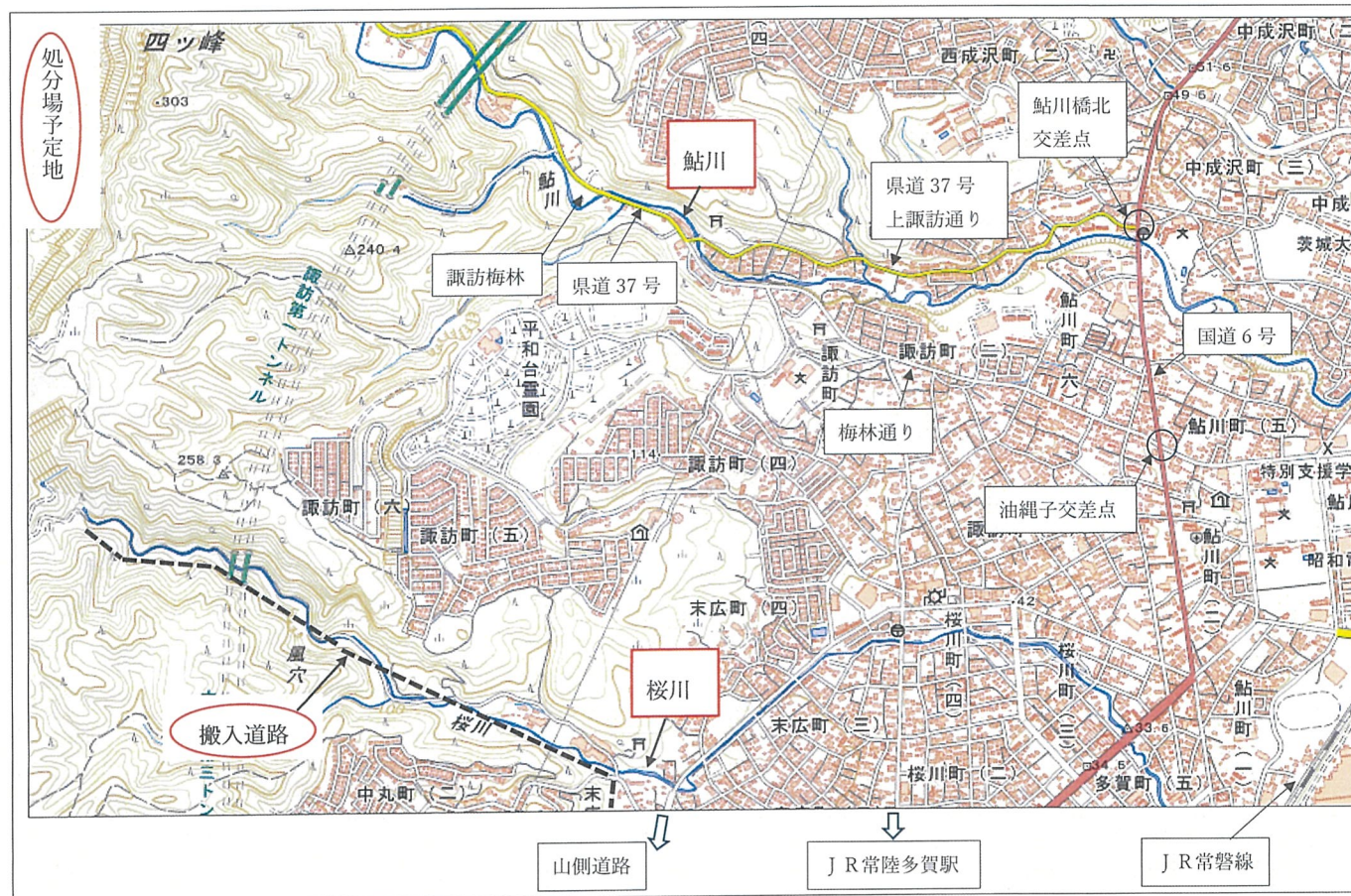
甲 6 3 ・ 6 頁



*雨量条件：流域全体に 24 時間雨量 690mm、ピーク時の 1 時間に 148.9mm の降雨がある場合

日立市 鮎川～桜川 位置図

250430ar



甲第 69 号証

甲第 70 号証

太久保林道・桜川の 23 年 9 月 8 日台風 13 号洪水被害状況

250423 甲

甲 7 0



太久保林道 230912



桜川 230921



午前10時30分開議

○外塚委員長 皆様、おはようございます。
ただいまから、防災環境産業委員会を開会いたします。

○外塚委員長 初めに、本委員会の記録署名委員を指名いたします。
江尻委員と二川委員をお願いいたします。

○外塚委員長 次に、本日の審査日程について申し上げます。
審査は、初めに県民生活環境部及び防災・危機管理部関係、次に産業戦略部及び労働委員会関係の順に進めてまいりたいと思います。
なお、説明に対する質疑を途中で入れますので、その都度、質問をお願いいたします。
また、その他所管事項に関する質疑は、それぞれ最後に行うことといたしますので、よろしくをお願いいたします。
本日の委員会につきましては、写真・ビデオによる撮影の許可願が出され、これを委員長において許可いたしますので、皆様に御報告いたします。

○外塚委員長 それでは、これより議事に入ります。
最初に、県民生活環境部及び防災・危機管理部関係の審査を行います。
本委員会に付託されました案件中、県民生活環境部及び防災・危機管理部関係は、第81号議案中県民生活環境部関係であります。
これを議題とします。
初めに、県民生活環境部の説明を求めます。
川股県民生活環境部長。

○外塚委員長 そのほかございますか。

○福地委員 関連です。

○外塚委員長 では、福地委員。

○福地委員 マスクを取らせていただきます。質問させていただきたい点がある。
知事の答弁も本当に的を外してしゃべっている。では、さっき池田資源循環推進課長が話した溶融炉は今でも使っているのですか。全然使っていないかったです。私は見ている。私と白田委員は、最初に笠間での処分場を造るときからいた証人です。何回も何回も、自民党の議員だった時代に見ております。その後も私は行って見えていますけれども、溶融炉な

んか最近ずっと使っていない。使っていないでしょう。そんなものは役に立たないと言っていましたから。3年か5年しか使っていないのだって聞いていますよ。私も何回も行ったけれども、稼働しているところは見たことないです。そういうことも1つ付け加えてね。いいかげんことを言うてはいけませんよ。

それから、私は一般質問をしましたけれども、鍾乳洞の測量図もあります。東日本大震災のときに山が崩れて、割れ目が1.5メートル、あと、長さが6メートルある。そこから泥水が入って、下の風穴は泥で詰まっているのです。行ったことない人は分からない。私は、60年以上前ですけども、穴があったときにも入っているのですから。そのときは人がずっと入っていましたね。一番深い、高いところは40メートルぐら下に落ちている。底が見えなかったです。水があった。そのところの後ろに産業廃棄物処理場が造られる。その後ろの四ツ峰という峰は60度の切り落とし。みんな砂利ですよ。60度ですよ。今も峰の真ん中から崩れている。見ていないでしょう。だから安全だとか何とか言っているけれども、私が質問したとおり、何で学校の脇を通るの。団地の中を通るの。普通、産業廃棄物処理場は、迷惑施設として、人家から100メートルは離さないといいないですよ。そういうことをして笠間もやってきたはずですよ。その際もいろいろな道路の。

今、日立笠間線があります。整備されてずっとある。約束で山を通るときにやって、今度、日立の産廃場に。ちょうどまくくつつかる部分道路に出ています。そしたら人家はほとんど通らなくて済むのです。どっちにしても、そういうことも必要ですけども、だいたい60度の切り落としだということもあるし。

石灰岩は大理石だから水が漏れないと。水が漏れるから鍾乳洞ができるのでしょうか、1か所だけではないでしょう。私は言わなかったですけども。それが日立市の市内にも通って、常磐線のその横も国道が通って、その下にあるということを私は言っているのに、関係ないなという感じの答弁書を作った。

大体、説明会をやると、せいぜい産廃道路の人だけです。道路を整備しろ、梅林を何とかしろと。そういうところに入って行く。産業廃棄物処理場に入る道路なのですね。そういう状況で、地主さんが全員私のところに来て、反対ですよと。署名を置いていきましたね。

私は、言っておくけれども、副議長時代に、この図面を令和元年に見ているのです。進入道路の産廃のものも、まだ公表されない時期に私は見えています。概算も出ていました。こんなのでもいいのかなと。産廃ありきなのです。私は、反対はしません。市民に対して安全・安心というものを持ち込まなければ、こういう公共事業の迷惑施設は成り立たないです。何回口酸っぱくしても、返事はそのとおり入ったということはありません。

今日の資料の中にありますけれども、これは何なの。諏訪梅林というところだけしか書いていないでしょう。現在、測量・予備設計を実施。私は、設計は3年前に見たのですよ。

誰も反対していない。一部の人しかいないで、あとはみんなサクラです。誰も賛成です、賛成です。私が手を挙げて誰も指しもしない。大体、大学の先生から、反対と言っている人は少ない。そういう部分の中の個人。細かいことを言うと、仕事をやるからとか、そういう話だって、生々しい話を私は、聞いているのですよ。あれですよ。反論してください。